

吸収合併に係る事前開示書面

2022年12月 1日

キョーリン製薬ホールディングス株式会社
代表取締役 荻原 豊

当社は、2022年5月11日付けで杏林製薬株式会社（以下「杏林製薬」といいます。）との間で、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、杏林製薬を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に係る吸収合併契約を締結しました。本件合併に関し会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙1のとおり、2022年5月11日付けで吸収合併契約を締結しました。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

本件合併は完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である杏林製薬は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 消滅会社の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社である杏林製薬の最終事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）に係る計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む）は別紙2のとおりです。なお、当社及び消滅会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。

5. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併の効力発生日以降の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況についても、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件合併後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上



吸収合併契約書

キョーリン製薬ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び杏林製薬株式会社（以下「乙」という。）は、両社間の合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本合併契約」という。）を締結する。

第1条（本合併）

甲及び乙は、本合併契約の定めるところに従い、本効力発生日（第3条に定義する。）において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する。

第2条（合併当事会社の商号及び住所）

本合併における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

- ① 吸収合併存続会社（甲）：
商号：キョーリン製薬ホールディングス株式会社
住所：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- ② 吸収合併消滅会社（乙）：
商号：杏林製薬株式会社
住所：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

第3条（本合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、本合併の事務上の必要性その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の規定に基づき、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本合併の対価）

甲は、乙の株主に対し、本合併に際して、株式、金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により甲の資本金及び準備金の額はいずれも増加しない。

第6条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項に基づき、本合併契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。但し、法令の定めにより株主総会の決議による承認を得なければならないときはこの限りではない。
2. 乙は、会社法第784条第1項に基づき、本合併契約について同法第783条第1項に定め

る株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（本合併契約の変更及び解除）

本合併契約締結後、本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本合併契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併契約に規定する条件を変更し、又は本合併契約を解除することができる。

第8条（本合併に係る許認可等）

本合併の実施に必要となる関係官庁の承認又は許認可等が本効力発生日の前日までに得られない場合、本合併契約は当然に効力を失うものとする。

第9条（準拠法）

本合併契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。また、本合併契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本合併契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本合併契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本合併契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 5 月 11 日

甲： 東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地
キョーリン製薬ホールディングス株式会社
代表取締役社長 荻原 豊



乙： 東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地
杏林製薬株式会社
代表取締役社長 荻原 茂



事業報告 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しました。このため、比較対象となる前事業年度の収益認識基準が異なることから、当事業年度の経営成績については、前事業年度と比較しての増減額及び前期比（％）は記載せず説明しております。なお「収益認識に関する会計基準」等の適用による営業利益及び経常利益、当期純利益への影響はありません。

当期における国内医薬品業界は、薬価制度改革の基本方針に沿って実施された薬価改定等の薬剤費抑制策及び新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制等の影響を受け、国内医療用医薬品市場は1桁台前半の成長率で推移しました。

このような環境のなか、当社は長期ビジョン「HOPE100」の実現に向けて、中期経営計画「HOPE 100 –ステージ3–（2020年度～2023年度）」のもと、2022年3月期は経営方針に「オリジナリティーの追求に向けた“見極め”」を掲げ、新薬群の成長加速、開発パイプラインの拡充、創薬力の強化に積極的に取り組み、成長トレンドへの転換に邁進しました。

当事業年度は、薬価改定（当社6％台）及び新型コロナウイルス感染症の影響により、当社が重点領域とする呼吸器科・耳鼻科等の医療用医薬品市場がマイナス成長となりました。そのようななか、売上面では、効率的な製品普及に努めたことにより新薬群が伸長するとともに、一部のジェネリック医薬品企業の品質問題に端を発した製品の供給不安の影響によって主要な長期収載品の売り上げが増加したものの、導出品の売り上げ及び導出品に関わる一時金の減少等により、新医薬品等（国内）は前期に対して横ばいとなりました。他方、後発医薬品の売り上げは増加し、全体の売り上げは920億10百万円（前期は896億74百万円）となり、前期を上回る実績となりました。

利益面では、売り上げは前期を上回ったものの、薬価改定等の影響による原価率上昇により、売上総利益は432億73百万円（前期は447億51百万円）と前期に対して減少しました。他方、販売費及び一般管理費は、選択的P2X3受容体拮抗薬／咳嗽治療薬「リフヌア錠45mg（一般名：ゲーファピキサントクエン酸塩）」の導入に関わる契約一時金を計上したものの、コスト削減等により、404億13百万円（前期は411億90百万円）と前期に対して減少しました（内、研究開発費：76億95百万円、前期は87億19百万円）。これらの結果、営業利益は28億59百万円（前期は35億61百万円）、経常利益は37億81百万円（前期は45億46百万円）となり、当期純利益は26億20百万円（前期は48億14百万円）となりました。

なお前期は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から借入れておりました長期借入金に対する返済義務の一部免除による債務免除益10億73百万円などを特別利益に計上しています。

売上高の状況につきましては、以下のとおりです。

〔新医薬品等（国内）〕

継続的に実施される薬剤費抑制策により、国内医療用医薬品事業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。この急速な環境変化に対応すべく、当社はFC（フランチャイズカスタマー）戦略を推進するとともに、ソリューション提供型営業活動（課題解決策の提案）への変貌を現中期経営計画の重点戦略に掲げ、事業を展開しています。当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行が継続するなか、各医療機関の意向に沿ってMRによる訪問面談の自粛等を行う一方、従来からの訪問による面談に加えてデジタルチャネルを活用した情報提供を複合的に行うことで営業力の補完・強化を図り、新薬群の成長加速に取り組みました。その結果、主力製品である過活動膀胱治療剤「ベオーバ」、持続性選択H1受容体拮抗剤／アレルギー性疾患治療剤「デザレックス」、ニューキノロン系抗菌剤「ラスビック」の売上げが伸長しました。2021年4月に新発売した間質性膀胱炎治療剤「ジムソ膀胱内注入液50%」については、泌尿器科専門医を中心に情報提供活動を行い市場への浸透を図りました。

また一部のジェネリック医薬品企業の品質問題に端を発した製品の供給不安の影響によって、潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「ペンタサ」、気道粘液調整・粘膜正常化剤「ムコダイン」等の売上げが増加しました。

なお当社は、MSD(株)と日本国内におけるコ・プロモーション契約を締結した新型コロナウイルス感染症に対する経口の抗ウイルス剤「ラゲブリオカプセル200mg（一般名：モルヌピラビル）」について、2022年1月より両社でコ・プロモーションを開始しました。

診断事業に関わる取り組みとしては、研究用試薬「GeneSoC PCR前処理キット」を2021年7月に、遺伝子解析装置「GeneSoC mini」を同年11月に発売しました。また、新型コロナウイルス核酸検出キット「GeneSoC SARS-CoV-2 N2検出キット」の製造販売承認を2022年3月に取得し、同年4月に発売しました。今後とも新型コロナウイルス感染症の診断におけるPCR検査の時間短縮等、検査体制の充実に向け、より一層の貢献を目指します。

以上の結果、新医薬品等（国内）の売上高は678億14百万円（前期は675億48百万円）となりました。

〔新医薬品（海外）〕

製品の導出に係わる一時金の受領等により売上高は8億34百万円（前期は7億93百万円）となりました。

〔後発医薬品〕

キプレスのオーソライズド・ジェネリック等の実績が前期を上回り、売上高は233億61百万円（前期は213億32百万円）となりました。

昨今、ジェネリック医薬品について品質や安定供給をめぐる問題が相次ぐなか、当社はGMP*などの法令遵守の徹底を図るとともに、品質管理体制のより一層の強化に努めました。新医薬品、ジェネリック医薬品ともに医療用医薬品に関わる製造・品質管理につきましては、今後とも信頼性の確保に最大限注力し、高品質で安心・安全な製品の提供を推進

します。

※：医薬品等の製造管理及び品質管理の基準

2021年11月29日に発生した西日本配送センター（㈱日立物流西日本 舞洲営業所）における火災による影響については、製品保管体制が機能し、製品供給に大きな影響は生じておりません。また当事業年度の業績への影響につきましても軽微でした。

当社の研究開発の状況は、以下のとおりです。

未だ数多く存在するアンメット・メディカル・ニーズに応え、世界の人々の健康に貢献する新薬を継続的に創出し、普及させることが新薬メーカーの使命だと考えています。当社は、自社創薬に国内外の製薬企業、アカデミア、ベンチャー企業とのオープンイノベーションを加えることで、創薬プラットフォームの活性化を進めるとともに、核酸等の新技術の応用・育成に取り組みました。また外部創薬テーマの積極的な探索・導入の検討を行い、ファースト・イン・クラス創薬に向けた活動を展開しました。

当事業年度における国内外開発の状況としては、2021年1月に製造販売承認を取得した「ジムソ膀胱内注入液50%」について、同年4月に新発売いたしました。また重症化リスクを有するライノウイルス感染症治療薬「開発コード：KRP-A218」について、同年4月より健康成人を対象とする第Ⅰ相臨床試験を英国で開始しました。前立腺肥大症治療薬「開発コード：AKP-009」につきましては、導入元のあすか製薬㈱が前期第Ⅱ相臨床試験の結果を踏まえ、本剤の最大効果を確認するために、より高用量での検討が必要と考え、同年9月に追加の第Ⅰ相臨床試験を開始しました。さらに、当社が日本国内における独占的販売権を取得していた「リフヌア錠45mg」について、導入元であるMSD㈱が2022年1月に製造販売承認を取得し、当社が4月に販売を開始しました。

創薬研究としましては、Lumen社（ルーメン、本社：米国）とスピルリナ遺伝子組み換え技術に関する共同研究契約を2022年3月に締結しました。同社との共同研究により、重点研究領域において経口投与で安全性の高いバイオ医薬品の開発候補品の取得を目指します。

導出品の状況としては、「FPR2作動薬プログラム」について、導出先であるブリストル・マイヤーズスクイブ社（本社：米国）が開発戦略上の視点を踏まえ開発中止を決定したため、2022年2月に同社に付与している開発権等について返還を受けることになりました。

以上の結果、研究開発費は76億95百万円（前期は87億19百万円）となりました。

なお2020年8月にOtonomy社（オトノミー、本社：米国）とライセンス契約を締結していた感音難聴を対象とする新規開発候補化合物について、当社が開発中止を決定したため、この度、供与していた開発、製造及び販売権の返還を受けることになりました。

（2）対処すべき課題

当社は、創業100周年に当たる2023年を見据えた長期ビジョン「HOPE100」を策定し、

対象期間（2010年度～2023年度）を3つのステージに分け、2020年度より長期ビジョンの総仕上げとして中期経営計画「HOPE100－ステージ3－（2020年度～2023年度）」を推進しています。

医療用医薬品事業を取り巻く外部環境は、医療費・薬剤費抑制策のさらなる強化、新薬の創出難易度の高まり、情報提供活動の変化とチャネルの多様化、新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制など、急速な変化により、一層厳しさを増しています。他方、当社の内部環境としましては、成長ドライバーとして期待する新薬群が予定通り上市されたことに加え、2022年度は主力製品の限定出荷（出荷調整）解除や新たな製品を上市する等、成長期を迎えたものと捉えています。また将来を見据え育成に取り組む診断事業等の新たな事業が芽吹きつつあります。このような状況下において、中期経営計画「HOPE100－ステージ3－」では、ステートメントとして「オリジナリティーの追求による成長トレンドの実現」を掲げ、長期ビジョン達成に向けて、5つの事業戦略の重点ポイントを推進しています。

事業戦略の重点ポイント

- ①ソリューション提供型への変貌と新薬群の成長加速
- ②中期的な成長を支える、パイプラインの拡充
- ③革新的新薬の創製を実現する、創薬力の強化
- ④働きがい No.1 企業の実現
- ⑤強固な企業基盤の構築

[中期経営計画「HOPE100－ステージ3－」の進捗と 2022年度(2023年3月期)の取り組み]

中期経営計画「HOPE100－ステージ3－（2020～2023年度）」の2年目となる2021年度は、経営方針に「オリジナリティーの追求に向けた“見極め”」を掲げ、新薬群の成長加速、開発パイプラインの拡充、創薬力の強化に取り組み、成長トレンドへの転換を目指しました。

新薬群の成長加速では、主力製品である「フルティフォーム」の普及の最大化とともに、「デザレックス」、「ラスビック」の早期の市場浸透に注力しました。当該年度は、薬価改定等の薬剤費抑制策及び新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制の影響により、当社が重点領域とする呼吸器科、耳鼻科等の医療用医薬品市場がマイナス成長で推移したものの、効率的な製品の普及促進に努めたことにより新薬群が伸長し新医薬品等（国内）は前期に対して横ばいとなりました。2022年度は、コロナ禍でのMR活動について、従来の訪問による面談に加えてデジタルチャネルを活用した情報提供活動を複合的かつ積極的にいき、新薬群4製品の成長加速に最大限、注力いたします。

開発パイプラインの拡充では、間質性肺疾患治療薬「開発コード：KRP-R120」の第I相臨床試験入り、「ジムソ膀胱内注入液 50%」の新発売など、開発パイプラインの確実な相移行を達成できました。さらに日本国内における独占的販売権を取得した「リフヌア錠 45 mg」について、導入元であるMSD(株)が製造販売承認を取得し、当社が2022年4月よ

り販売を開始しました。他方、「FPR2 作動薬プログラム」については、導出先であるブリistol・マイヤーズスクイブ社（本社：米国）が開発戦略上の視点から開発中止を決定したため、同社に付与していた開発権等の返還を受けることになりました。2022 年度は、「FPR2 作動薬プログラム」の新たな導出先の探索に向けた活動を検討するとともに、積極的なパートナーリング活動を推進し、開発パイプラインの拡充に取り組みます。

創薬プロジェクトの拡充では、わたらせ創薬センターと ActivX 社の連携による自社創薬に国内外の製薬企業、アカデミア、ベンチャー企業とのオープンイノベーションを加えることで、創薬プラットフォームの活性化を進めるとともに、核酸等の新技術の応用・育成に取り組みました。また、ルーメン社（本社：米国）とスピルリナ遺伝子組み換え技術に関する共同研究契約を締結しました。2022 年度は、同社との共同研究により、重点領域において経口投与で安全性の高いバイオ医薬品の開発候補品の取得を目指します。今後も創薬テーマの選択と集中を進めるとともに、線維症研究及びキナーゼ研究における重層的なプログラム開発、外部創薬テーマの積極的な探索・導入を行い、ファースト・イン・クラス創薬に向けた活動を展開します。

昨今、ジェネリック医薬品について品質や安定供給をめぐる問題が相次ぐなか、当社では GMP などの法令遵守の徹底を図るとともに、品質管理体制のより一層の強化に努めました。今後とも、医療用医薬品に関わる製造・品質管理につきましては、信頼性の確保に最大限注力し、高品質で安心・安全な製品の提供を推進します。

売上高については、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診抑制、MR 活動の自粛等の影響はあったものの、主力製品「ラスビック」「デザレックス」等の伸長、長期収載品の売上増加、ジェネリック医薬品の続伸により、当該年度の当初予想を達成することができました。今後は、2023 年 3 月期の数値目標達成に向けて積極的に取り組みます。

[キョーリン製薬ホールディングス株式会社との合併]

当社グループを取り巻く事業環境としましては、新薬創製の難易度が高まり膨大な研究開発投資が必要となるだけでなく、幅広い製品を対象とした薬価改定が毎年実施され、当社グループの経営に多大な影響を与えることが予想されます。

このような急激な環境変化と当社の置かれた状況に鑑み、当社グループは、事業推進機能及び経営効率の向上を図ることを目的として、当社が創業 100 周年を迎える 2023 年度にグループ体制の刷新を行うことにしました。当社は、2023 年 4 月 1 日付で当社の親会社であるキョーリン製薬ホールディングス(株)を存続会社とする吸収合併を行い、同日付でキョーリン製薬ホールディングス(株)の商号を「杏林製薬株式会社」に変更します。当社グループは、新たに杏林製薬(株)を中心とする事業持株会社体制に刷新することで、新薬事業をグループ経営の中核に据えて強力に推進するとともに、ジェネリック医薬品事業、感染関連事業、医薬品製造受託事業を複合的に展開し、次の 100 年に向けてさらなる飛躍を目指します。

[新型コロナウイルス感染症による影響]

当社では、新型コロナウイルス感染症による事業環境の変化に対応すべく、在宅勤務・時差出勤の実施、営業活動の自粛等の対策を講じました。また出社が必要な部門の業務では、従業員の健康に配慮した対策を取りつつ業務を継続し、製品の安定供給に努めました。今後とも、従業員の安心・健康に留意しつつ事業を行います。

当社の事業活動は、新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制等の影響により、当社が重点領域とする医療用医薬品市場（呼吸器科、耳鼻科等）がマイナス成長で推移したものの、各医療機関の意向に沿ってMRによる訪問面談の自粛等を行う一方、デジタルチャネルの活用等、効率的な製品普及の促進に努めたことにより新薬群が伸長し、主要な長期収載品の売り上げが増加したため、売上高予想を達成しました。研究開発活動においては、一部の創薬プロジェクトに影響を及ぼしたものの、開発スケジュールに大きな遅延はありませんでした。生産及び原材料等の調達では、安定供給するため原材料、資材の調達管理を強化し、影響が出るには至っておりません。

なお業績予想について、新型コロナウイルス感染症の影響は一定程度、織り込んでおりますが、不透明な事業環境のなか、各部門での動向・影響を注視するとともに業績予想の修正が必要になった際には速やかに公表します。

[ロシア・ウクライナ情勢による影響等]

当社は、医療用医薬品事業を主に日本で展開しており、ロシア・ウクライナ情勢による業績への影響は軽微と見込んでおります。しかしながら、医療用医薬品の原材料を輸入している当社にとって、ロシア・ウクライナ情勢の継続は、原油高・エネルギー価格の上昇及び輸送費（航空貨物・船舶貨物等）の高騰による原材料費のコスト上昇、サプライチェーンの混乱による供給の遅延等、事業に影響を及ぼす可能性があります。引き続きグローバルな政治的、経済的な先行きにつきましては注視していきます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資額は6億27百万円であり、その主なものは研究開発設備等への投資であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度において、新株式発行、社債発行及び重要な借入れ等の資金調達は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 94 期 2019 年 3 月期	第 95 期 2020 年 3 月期	第 96 期 2021 年 3 月期	第 97 期 (当事業年度) 2022 年 3 月期
売 上 高 (百万円)	99,736	96,336	89,674	92,010
当 期 純 利 益 (百万円)	4,389	3,996	4,814	2,620
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	59 円 10 銭	53 円 82 銭	64 円 82 銭	35 円 28 銭
総 資 産 (百万円)	161,986	160,570	156,628	159,980
純 資 産 (百万円)	121,320	119,405	120,420	119,232
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,633 円 55 銭	1,607 円 77 銭	1,621 円 43 銭	1,605 円 43 銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況**① 親会社の状況**

当社の親会社はキョーリン製薬ホールディングス(株)で、同社は当社の議決権100%を保有しております。

また、当社は親会社に管理業務を委託しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社であるキョーリン製薬ホールディングス(株)に対し、資金の貸付を行っています。当該貸付の取引条件等については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当社取締役会は、取引条件等を把握した上で、取引の適正性・公正性を判断しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Kyorin Europe GmbH	5万ユーロ	100.0%	他社技術の評価及び提携ライセンスの調査・分析・交渉
ActivX Biosciences, Inc.	1米ドル	100.0%	医薬品の候補化合物の探索研究と化合物の評価

④ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本理化学薬品株式会社	411百万円	29.9%	医薬品の製造販売

(7) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
医薬品事業	喘息治療配合剤「フルティフォーム」 持続性選択 H1 受容体拮抗・アレルギー性疾患治療剤「デザレックス」 選択的 β_3 アドレナリン受容体作動性過活動膀胱治療剤「ベオーバ」 ニューキノロン系抗菌剤「ラスビック」 間質性膀胱炎治療剤「ジムソ膀胱内注入液 50%」 潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「ペンタサ」 過活動膀胱治療剤「ウリトス」 定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤「ナゾネックス」 気管支喘息・アレルギー性鼻炎治療剤「キプレス」 気道粘液調整・粘膜正常化剤「ムコダイン」 哺乳びん・乳首消毒剤「ミルトン」 環境除菌・洗浄剤「ルビスタ」

(8) 営業所・工場及び研究所 (2022年3月31日現在)

名 称		所 在 地
杏 林 製 薬 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区
	支 店	北海道(北海道)、東北(宮城県)、関越(埼玉県)、 東京(東京都)、首都圏(神奈川県)、 東海北陸(愛知県)、関西(大阪府)、 中国四国(広島県)、九州(福岡県)
	研 究 所	わたらせ創薬センター(栃木県)
	配 送 センター	東日本(埼玉県)
Kyorin Europe GmbH	本 社	ドイツ フランクフルト
ActivX Biosciences , Inc.	本 社	米国 カリフォルニア州

※2021年11月に発生した株式会社日立物流西日本 舞洲営業所の火災の影響により閉鎖していた西日本配送センターを、2022年6月9日をもって、同社 久御山営業所内(京都府)に開設することになりました。

(9) 従業員の状況

従 業 員 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,441名	30名減	42.7歳	18.3年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	20,000百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において決議し、キョーリン製薬ホールディングス(株)を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併契約を締結しました。当該吸収合併の効力発生は2023年4月1日を予定しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 297,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 74,268,150 株
- (3) 株 主 数 1 名

(4) 大 株 主

株 主 名	持株数	持株比率
キョーリン製薬 ホールディングス株式会社	74,268 千株	100.00 %

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
穂川 稔	代表取締役会長	キョーリン製薬ホールディングス(株) 代表取締役会長
萩原 茂	代表取締役社長	キョーリン製薬ホールディングス(株) 専務取締役
萩原 豊	取締役	キョーリン製薬ホールディングス(株) 代表取締役社長
大野田 道郎	取締役 SCM本部・信頼性保証本部担当	キョーリン製薬ホールディングス(株) 取締役 キョーリン製薬グループ工場(株) 代表取締役社長
杉林 正英	取締役 医薬営業本部長 診断事業部担当	キョーリン製薬ホールディングス(株) 取締役
萩原 幸一郎	取締役 創薬本部長 知的財産部担当	キョーリン製薬ホールディングス(株) 取締役
柳島 盛雄	取締役 製品戦略部長 経営企画部・ 販売情報提供監督部担当	—
松本 臣春	監査役	キョーリン製薬ホールディングス(株) 常勤監査役
玉置 修吾	監査役	キョーリン製薬ホールディングス(株) 常勤監査役

(注)当事業年度に係る会社役員の異動状況は、次のとおりです。

(2021年6月18日付)

- ・取締役 阿久津賢二、笹原富弥の両氏は、取締役を退任いたしました。

なお、執行役員は以下のとおりであります。

上席執行役員 高橋 敬 (SCM本部長)

上席執行役員 村上 浩二 (創薬本部 創薬企画部長)

上席執行役員 伊藤 洋 (経理部長 情報システム部担当)

執行役員 辰巳 哲夫 (医薬営業本部 東京支店長)

執行役員 藤井 克典 (医薬営業本部 カスタマーマネジメント部長)

執行役員 安江 徳太郎 (創薬本部 わたらせ創薬センター長 兼 CMC 研究所長)

執行役員 玉山 俊行 (販売情報提供監督部長)

執行役員 谷内 誠 (アライアンス部長)

執行役員 二井 康夫 (コンシューマー部長)

執行役員 小尾 紀行 (ライセンス部長)

執行役員 濱田 佳津宏 (信頼性保証本部長)

執行役員 加治 貴章 (臨床開発センター長)

執行役員 田村 徳 昭（医薬営業本部 副本部長 兼 流通部長）
 執行役員 下川 泰 幸（総務部・人事部・コンプライアンス推進部担当）

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 127 百万円

監査役 2名 6 百万円

- （注）1. 取締役の従業員分給与は、ありません。
 2. 上記の員数には、無報酬の取締役2名を含んでおりません。

（3）社外役員に関する事項

①社外取締役

該当ありません

②社外監査役

該当ありません

5. 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

6. 会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

①取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

製薬企業は、優れた医薬品を継続的に開発し、安定的に供給することにより、世界の人々の健康と福祉に貢献する価値ある存在であらねばならない。そして「患者参加型医療」の推進に重要な役割を担い、医療の向上を通じて持続可能な社会の実現に寄与することが求められる。当社は製薬企業の一員として、「キョーリンは生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します。」という企業理念の下、国の内外を問わず、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動することを目指し、「杏林製薬企業行動憲章」を制定し、その行動憲章を補完し具体的な行動基準を明確化するため「杏林製薬コンプライアンス・ガイドライン」を示している。

当社は、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する組織としてコンプライアンス担当役員または担当執行役員を委員長とし、親会社の内部監査部門の部門長も委員として参加する「コンプライアンス委員会」を設置する（原則毎月1回開催）。

「コンプライアンス委員会」では当社が強固なコンプライアンス体制を確立し、健全かつ正当な事業運営を行うよう「企業倫理・コンプライアンス規程」を制定する。

コンプライアンス推進については「杏林製薬コンプライアンス・ガイドライン」によ

り役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

また、財務報告の適正性を確保するために社内規程を制定し、当社の財務報告に係る内部統制の有効性と信頼性を確保できる体制を構築する。当社は反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、取引関係はもとより一切の関係遮断に努め、所管警察や顧問弁護士等との連携をとり、当該勢力による被害の防止に努める。

社内のコンプライアンス違反行為等について内部通報・相談窓口として「企業倫理ホットライン」を設置するが、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

「コンプライアンス委員会」及び監査役は、日頃から連携の上、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の把握に努める。

②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程（職務権限・決裁基準）及び取締役会規則に基づき、取締役の職務分担を定める。

取締役会は月1回の開催を原則とし、業務執行に関する重要事項の決定、取締役の職務の執行を監督する場として、十分な議論と時宜を得た意思決定を図る。

監査役は、監査・監督機能を充分発揮して、取締役会の意思決定に係る透明性の確保に努める。

取締役会の機能をより補完し、経営効率を向上させるため、経営会議を原則毎月2回開催して業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び年度計画を立案設定し、目標達成に向け、具体策を立案・実行する。

また、執行役員制度を導入して「経営の意思決定及び業務執行の監督機能」と「業務執行機能」を分離し、経営の意思決定とラインのオペレーションのスピードアップを図る。

当社は、「継続的な企業価値の向上」を経営の最重要事項として、その実現のために意思決定の迅速化、企業倫理に根ざした企業活動、企業活動の透明性の確保などに取り組んでいく。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定その他の職務の執行及び取締役に対する報告に関する情報については、文書管理規程、その他の関連する社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。

④監査役がその職務を補助すべき従業員（以下、「監査役スタッフ」という）を置くことを求めた場合の当該監査役スタッフに関する事項及び監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

監査役が求めた場合、業務補助のためもっぱら監査役の指揮命令に従う監査役スタッフを置くこととし、その人事は取締役と監査役が調整する。

⑤取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、または、法令・定款に違反する行為などを知ったときは直ちに監査役に報告する。

また、報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由にして不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「経営会議」、「コンプライアンス委員会」や「リスク管理委員会」などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることとする。

なお、監査役が実効的に行われることを確保するため、監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うとともに親会社の内部監査部門とも連携し適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図る。

また、役職員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

⑥損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク発生を予防する管理体制の整備及び発生したリスクに対し会社の損害を最小にするため「リスク管理規程」を制定する。

全社のリスク管理の取り組みを横断的に統括する組織として「リスク管理委員会」を設置し、予想されるリスクの洗い出しとリスクの軽減、未然防止体制の構築並びにやむなく発生したリスクによる損害を最小限にするため、該当部署に対し対応マニュアルの整備や対応訓練等必要な措置をとる。

親会社の内部監査部門は、各部署の日常的なリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告するとともに「リスク管理委員会」へも報告する。

また、当社は、企業が社会・環境問題等のESG（環境・社会・統治）の課題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に適切に配慮・対応することが、持続可能な社会の形成に寄与するとの認識のもと、企業行動憲章に基づく事業活動を通じて、サステナビリティ課題への積極的、能動的な対応に取り組み、環境面からも社会に貢献する。

有事においては社長を本部長とする「有事対策本部」を設置し、危機管理にあたる。

⑦当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業行動憲章」及び「コンプライアンス・ガイドライン」を制定し、全体として統一された方向観をもって行動する。

なお、関係会社の管理にあたっては、「関係会社管理規程」を制定し、その経営等は自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う指導体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであり、適切に運用しております。

- ①取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、経営会議を原則月2回開催し、重要事項の審議等を行っております。
- ②金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用しております。現時点で会計監査人から重要な不備の指摘は受けておりません。
- ③親会社の内部監査部門が内部監査を実施しております。
- ④監査役は、重要な会議への出席のほか、内部監査部門、会計監査人と適宜会合を行うとともに、代表取締役、取締役等との面談・情報交換も実施しております。
- ⑤コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンス推進活動の状況、内部通報・相談窓口「企業倫理ホットライン」の内容・対応等につき、報告等を行っております。
- ⑥リスク管理委員会を原則月1回開催し、予想されるリスクの洗い出しとリスクの軽減、発生したリスクへの対応による損害を最小限にするため、該当部署に対し対応マニュアル（緊急時初動対応手順書等）の整備や対応訓練（緊急時初動対応訓練、安否確認訓練等）等を行っております。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	121,796	流 動 負 債	28,543
現金及び預金	17,535	買掛金	11,746
売掛金	36,690	短期借入金	10,000
有価証券	500	未払金	3,760
商品及び製品	14,315	未払費用	431
仕掛品	6,768	未払法人税等	271
原材料及び貯蔵品	11,282	賞与引当金	1,555
短期貸付金	29,800	その他	777
その他	4,944	固 定 負 債	12,204
貸倒引当金	△39	長期借入金	10,000
固 定 資 産	38,183	預り保証金	0
有形固定資産	7,029	長期未払金	3
建物	5,535	繰延税金負債	1,856
構築物	109	株式給付引当金	343
機械・装置	111		
車両運搬具	0	負 債 合 計	40,747
工具器具備品	929	純 資 産 の 部	
土地	343	株 主 資 本	113,052
無形固定資産	2,534	資 本 金	4,317
ソフトウェア	58	資 本 剰 余 金	949
その他	2,475	資 本 準 備 金	949
投資その他の資産	28,620	利 益 剰 余 金	107,785
投資有価証券	24,884	利 益 準 備 金	905
関係会社株式	2,228	そ の 他 利 益 剰 余 金	106,879
長期前払費用	250	固定資産圧縮積立金	2,145
敷金・保証金	461	別 途 積 立 金	75,371
前払年金費用	761	繰越利益剰余金	29,363
その他	53	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,179
貸倒引当金	△19	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,179
資 産 合 計	159,980	純 資 産 合 計	119,232
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	159,980

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		92,010
売 上 原 価		48,736
売 上 総 利 益		43,273
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		40,413
営 業 利 益		2,859
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	685	
為 替 差 益	101	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	191	978
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	2	56
経 常 利 益		3,781
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	24	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	320	344
税 引 前 当 期 純 利 益		3,437
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,192
法 人 税 等 調 整 額		△376
当 期 純 利 益		2,620

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計	株主資本計	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	別途積立金			繰越利益剰余金
当期首残高	4,317	949	949	905	2,291	75,371	30,013	108,581	113,848
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△146		146	—	—
剰余金の配当							△3,416	△3,416	△3,416
当期純利益							2,620	2,620	2,620
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△146	—	△649	△796	△796
当期末残高	4,317	949	949	905	2,145	75,371	29,363	107,785	113,052

(単位：百万円)

	評価・換算差額		純資産計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,572	6,572	120,420
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△3,416
当期純利益			2,620
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△392	△392	△392
当期変動額合計	△392	△392	△1,188
当期末残高	6,179	6,179	119,232

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ② 親会社株式 …………… 総額法
 (「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第30号(平成27年3月26日))に基づき信託に残存する親会社株式を、信託における帳簿価格により計上する方法)
- ③ その他有価証券 …………… 市場価格のない株式等以外のもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の一部(見本品) …………… 総平均法による原価法
 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …… 定額法
 (リース資産を除く)
- ② 無形固定資産 …… 定額法
 (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。
- ③ リース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び

年金資産の見込額に基づき退職給付引当金又は前払年金費用を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

④ 株式給付引当金 株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の給付に備えるため、株式

給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた当社株式及び金銭の給付見込額を計上しております。

(5) 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

(6) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品等の販売による収益及び製品の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認めた契約等に基づくロイヤリティ収入・役務収益を得ており、移転を約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（医薬品等の販売による収益）

医薬品等の販売による収益は、医薬品等に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足されるときに認識することとなりますが、当社における医薬品等の国内の販売において、出荷時から当該医薬品等の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用して出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から売上割戻し等を控除した金額で算定しております。

なお、特約店に支払われる販売奨励金等の対価について、一部を取引価格から減額しております。

また、返品が見込まれる販売につきましては、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識しておりません。

(ロイヤリティ収入・役務収益)

ロイヤリティ収入・役務収益につきましては、ライセンス契約等（特許、ノウハウに基づく第三者への医薬品等の研究開発、製造、販売権の許諾または譲渡）による契約一時金、開発マイルストーン、販売マイルストーン、ロイヤリティ収入及び、研究開発に係る評価に対する役務収益とその評価技術のライセンス供与へのロイヤリティ収入等が含まれております。ライセンス契約等における契約一時金、開発マイルストーン、販売マイルストーンに係る収入は、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で売上収益として認識しております。履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、契約一時金、マイルストーンによる収入を予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識することとしております。知的財産のライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づく販売ロイヤリティに係る収入は、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、移転を約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、特約店に支払われる販売奨励金等の対価について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、販売奨励金等の一部につきましては、取引価格から減額する方法に変更しております。さらに、返品が見込まれる販売につきましては、従来、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は309百万円減少、販売費及び一般管理費は309百万円減少いたしました。営業利益、経常利益及び税金等調整前純利益に変更はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の繰延税金負債（純額） 1,856 百万円
 （繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産額 2,113 百万円）

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは主に市場価格(仕切価)等を織り込んだ事業計画に基づいております。2019 年度後半に顕在化した新型コロナウイルスの世界的蔓延は、受診抑制による医療用医薬品市場の縮小、MR 活動の自粛による新薬群の市場浸透の遅れ等が生じ、当社の事業活動にも影響を及ぼしています。会計上の見積りを行う上では、今後の広がり方や終息時期を正確に測定、予測することは極めて困難なため、認められる事象、傾向が翌年度末まで継続するものと仮定して、課税所得の見積りの基礎となる事業計画に当該影響を織り込み、将来課税所得の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、当社の中核となる医療用医薬品事業を取り巻く外部環境、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況や収束時期、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,975 百万円

(2) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 29,829 百万円

② 短期金銭債務 14 百万円

(4) 親会社株式

投資その他の資産（関係会社株式） 1,624 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 99 百万円

その他 2,864 百万円

営業取引以外の取引による取引高 268 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当期末における発行済株式の株式数

普通株式

74,268,150 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,450	33.0	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	965	13.0	2021年9月30日	2021年12月1日
計		3,416			

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,708	23.0	2022年3月31日	2022年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金繰入超過額、繰延資産等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金等であります。

なお、減損損失及び関係会社株式評価損の否認から発生する繰延税金資産は、評価性引当額により控除しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性及び流動性を重視し、主に安全性の高い預金及び債券を中心として行っております。資金調達については、銀行借入れによっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の与信管理を定期的に行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、外貨建の営業債権については、主に外貨預金で管理し同一通貨の債務の決済を行う等により、為替変動リスクの軽減に努めています。

有価証券及び投資有価証券は、主に安全性の高い債券、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び投資先企業の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めています。

短期貸付金は関係会社に対する貸付金であります。

営業債務である買掛金は、ほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、一部、外貨建債務があります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達によるものであります。

営業債務、借入金は流動性のリスクに晒されておりますが、当該リスクについては、

資金繰計画を作成し定期的に更新することにより管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 1,233 百万円）は、「有価証券、投資有価証券及び関係会社株式」には含めておりません。（（注2.）を参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 売掛金	36,690	36,690	—
(2) 有価証券、投資有価証券 及び関係会社株式（注 2.）	26,380	26,079	△300
(3) 短期貸付金	29,800	29,800	—
資産計	92,870	92,569	△300
(1) 買掛金	11,746	11,746	—
(2) 短期借入金	10,000	10,000	—
(3) 長期借入金	10,000	9,998	△1
負債計	31,746	31,744	△1

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、投資有価証券及び関係会社株式

これらの時価について株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、親会社株式は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第30号（平成27年3月26日））の指針に従って会計処理を行っているため、差額が生じております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は「有価証券、投資有価証券及び関係会社株式」には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 等	1,233

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	キョーリン製薬ホールディングス株式会社	被所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の回収	29,800	短期貸付金	29,800
				資金の貸付(注) 1	29,800		
親会社の子会社	キョーリンリメディオ株式会社	なし	当社の商品の仕入	医薬品の仕入(注) 2	19,614	買掛金	5,511

(注) 1. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,605円 43銭
(2) 1株当たり当期純利益 35円 28銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(連結親会社との吸収合併)

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として、当社の完全親会社であるキョーリン製薬ホールディングス株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」)をすることを決議し、同日付で吸収合併契約書を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 取得企業の名称及びその事業の内容

取得企業の名称 キョーリン製薬ホールディングス株式会社
事業の内容 グループ全体の経営戦略

② 合併契約締結日

2022年5月11日

③ 企業結合日

2023年4月1日（予定）

④ 企業結合の法的形式

キョーリン製薬ホールディングス株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

杏林製薬株式会社

2022年6月24日開催予定のキョーリン製薬ホールディングス株式会社の第64回定時株主総会において、定款変更議案が承認されること及び本合併の効力発生を条件として、2023年4月1日付で商号を「キョーリン製薬ホールディングス株式会社」から「杏林製薬株式会社」へ変更いたします。

⑥ その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く事業環境の急激な変化と置かれた状況を鑑み、事業推進機能及び経営効率の向上を図ることを目的として、本合併を行うことといたしました。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

1.3. 追加情報に関する注記

（株式給付信託（J-E S O P））

当社の親会社（キョーリン製薬ホールディングス㈱）は、2016年2月23日開催の取締役会において、当社が、従業員に対して当社の親会社株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、本制度といたします。）の導入を決議いたしました。

なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第30号（平成27年3月26日））の指針に従って会計処理を行っています。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して当社の親会社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し業績や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社親会社株式及び金銭を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の業績向上及び株価への関心も高まり、熱意を持って仕事に取り組むことに寄与することが期待されます。また、企業価値の向上を通じて、株主の皆様を始めとした多様なステークホルダーの皆様ともメリットを共有できるものと考えております。

(2) 信託に残存する当社の親会社株式

当事業年度末に本信託が保有する当社の親会社株式は、資産の部に関係会社株式として表示しており、帳簿価額は1,624百万円、株式総数は745千株であります。

2022年5月19日

杏 林 製 薬 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指 定 有 限 責 任 社

員 公 認 会 計 士 香 山 良
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社

員 公 認 会 計 士 春 日 淳 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、杏林製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

杏林製菓株式会社

監査役

松本 臣春 

監査役

玉置 修 